

ID: 173

担当部署: 産業観光課

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	八頭町営林道開設及び舗装事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第133号		
<p>【根拠条文】 (分担金の減免) 第5条 町長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日